



島根県報

平成22年6月29日（火）

第2,200号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

土地改良区の定款変更の認可 (農村整備課) 2

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出（2件） (中小企業課) 2

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水産課) 5

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

【正 誤】

平成22年6月8日付け島根県報第2,194号中 (会計課) 7

告 示**島根県告示第433号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成22年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ホームケア 一島根	通所介護	有限会社 ホームケア一島	簸川郡斐川町大字上直江	平成22年 7 月 1 日
	介護予防通所介護	根 デイサービス きらく	2139番地135	

島根県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鹿足郡吉賀町土地改良区の定款変更を平成22年 6 月18日付けで認可した。

平成22年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第435号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成22年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

黒田ファッションモール 島根県松江市黒田町字下ノ原440番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年 2 月16日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,038.13平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 84台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 25台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗敷地内 37.87平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 33立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時 (閉店時刻) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後9時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

店舗敷地内 3か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成22年 6 月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課 (島根県松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第436号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成22年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ニトリ松江店 島根県松江市東津田町1888番1外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年2月18日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,479平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
店舗所在地内 100台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
店舗所在地内 13台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
店舗敷地内 78平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗建物内 30立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前10時 (閉店時刻) 午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
店舗敷地内 1か所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日
平成22年6月17日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部商工課 (島根県松江市末次町86番地)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成22年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で11万5千トン（平成20年）、生産額で238億円（平成19年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成21年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成21年7月から平成22年6月まで）の知事管理量	平成22年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成22年7月から平成23年6月まで）の知事管理量
まいわし	若干	若干

まさば及びごま さば	21,000トン	13,000トン
まあじ	40,000トン	38,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成21年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成21年7月から平成22年6月まで）の知事管理量	平成22年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成22年7月から平成23年6月まで）の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	20,000トン	12,000トン
まあじ	中型まき網漁業	37,000トン	35,000トン

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市荒島町字川原277番1

面積 277.52平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町錦新町3-3-6-202

松本 修一

正

誤

平成22年6月8日付け島根県報第2,194号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から17	平成22年7月21日（水）午後1時30分	平成22年7月20日（火）午後4時
9	上から21	平成22年7月21日（水）正午まで（必着）	平成22年7月20日（火）午後4時まで（必着）